

図 17. ガイドライン研修（平成 22 年 1 月実施）参加者アンケート：日常業務状況について（82 回答の百分率）

回答した本研修の参加者は約半数がこのガイドライン試行実施に入る児相職員、残りは試行実施には入らないものの、ガイドラインについて職場から研修派遣された職員である。いずれも性的虐待対応について関心があつての参加であるとみられる。回答中注目されるのは、やはり、一時保護所、施設での子どもの援助における課題ありとする回答の多さである。また、刑事・司法との連携では、加害者への追求においても、被害児童からの事情聴取等においても課題ありとする回答比率が高い。

これに対して、初期の通告対応、被害調査、調査保護の判断等については一定の取り組みが進んでいるとの回答比率が高く、課題ありとする比率が全国アンケートより低くなっている。おそらく研修に人を送っている各現場は、それなりの課題対応が進

行中の現場であるために、それなりの対応が進んでいるのかもしれない。（別紙資料表 8 以下に集計表を示す）

### ③ 研修の評価

研修については図 18. の通りである。

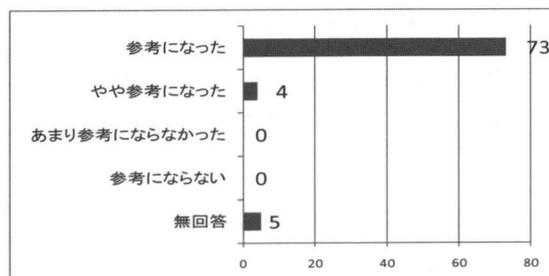


図 18. 研修についての評価

講師の説明についての評価は図 19. の通りである。

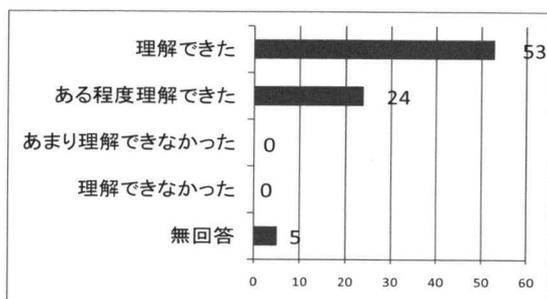


図 19. 講師の説明についての評価

提案されたガイドラインの評価については図 20. の通りである。

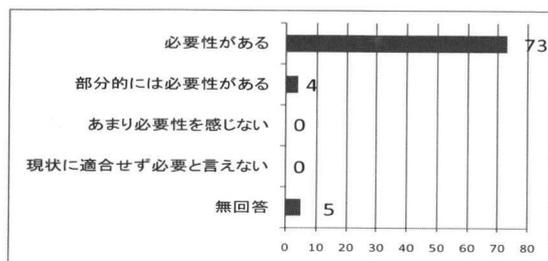


図 20. 提案されたガイドラインの評価

#### 4. 事例調査情報

平成 20 年度の調査研究で 133 児相より 622 件の事例情報の提供があった。その後 70 件の追加事例情報の提供があり、再度集計を行なった。最終的にデータの記載状態から 677 件が一部の欠損を含みながらも一応の有効データとして確定した。

##### 1) 全体の概要

男女別 年齢別の概要を表 2. 図 21. に示す。

表 2. 平成 19 年度に児童相談所で把握した性的虐待被害児童の男女別年齢別相談件数\*\*\*

	女性	男性	合計
0～3歳未満	8	2	10
%	1.3%	4.9%	1.5%
3歳～学齢前	51	6	57
%	8.0%	14.6%	8.4%
小学生	167	23	190
%	26.3%	56.1%	28.1%
中学生	290	9	299
%	45.7%	22.0%	44.3%
高校生その他	118	1	119
%	18.6%	2.4%	17.6%
合計	634	41	675
%	100.0%	100.0%	100.0%

\*\*\* はFisherの直接法によるカイ2乗検定 p<.001を示す

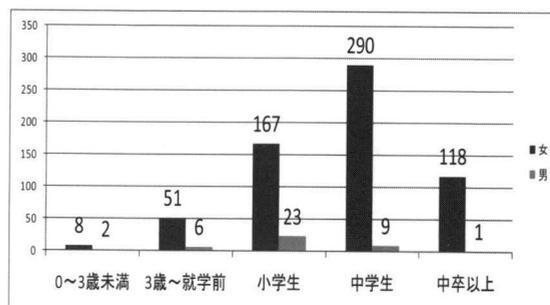


図 21. 平成 19 年度児童相談所で把握した性的虐待被害児童の男女別年齢別状況

##### 2) 相談経過

今回の事例としての相談受理が児相における相談として新規相談なのか、再開相談なのかを以下図 22. に示す。過去に相談のあったものは 20% 台で、多くの事例が新規の相談として児相にもたらされている。通告がなければ相談所の援助対象とならなかった子どもも多く含まれることとなる。

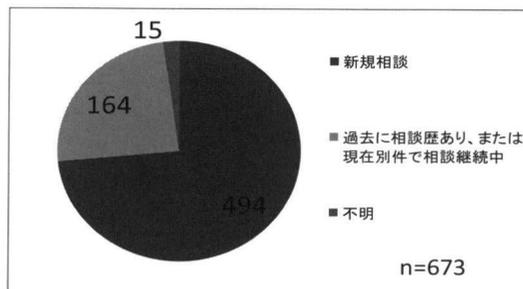


図 22. 相談事例の新規・再開の状況

##### 3) 虐待者

表 3. 図 23. に加害者の分布を示す。

表 3. 被害者男女別の加害者の状況 (重複回答あり)

	実父	継・養父等	同胞	実母	継・養母等	その他親族	その他(里親等)	合計
女	233	259	41	13	0	65	44	655
男	10	10	2	13	3	3	41	82
計	243	269	43	26	3	68	85	737

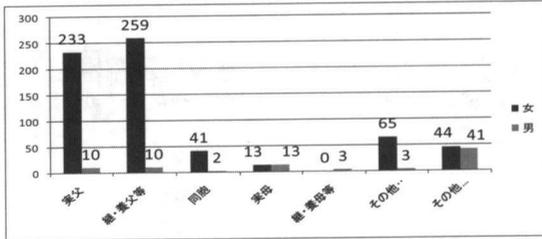


図 23. 被害者男女別の加害者の状況

加害者が複数となる被害者もあるため、総数は 737 となっている(実件数は 675 例)

男児の加害者については実父・継父・養父が 20 に対して実母・継母・養母は 16 で加害者の男女比が女兒と異なる。より詳しい区分や加害者の組み合わせについては事

例数が少なく比較の対象としなかったが詳細は資料の表 7. に詳細を示す。

#### 4) 相談経路

各事例の相談がもたらされた経路を図 24. 表 4. に示す。

表 4. 相談経路

	度数	%
家族	144	21.5
親戚	33	4.9
近隣知人	37	5.5
児童本人	40	6.0
福祉事務所	57	8.5
児童委員	2	.3
保健所	5	.7
医療機関	35	5.2
児童福祉施設	14	2.1
警察署	58	8.7
学校等	187	28.0
その他	57	8.5
合計	669	100.0
欠損値	8	

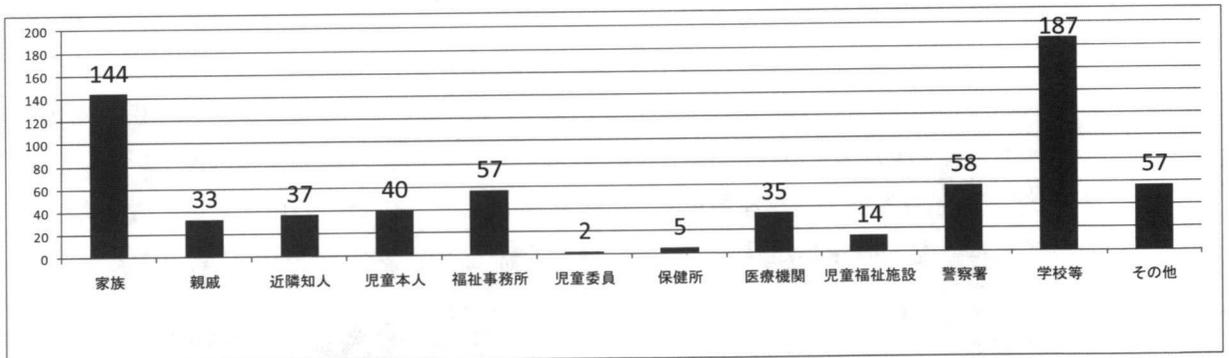


図 24. 性的虐待事例 669 件の児童相談所への相談経路

#### 5) 子どもからの保護の求め

子どもからの保護の求めの有無を図 25. に示す。

多くの子どもが保護を求める意思表示はしないで被害の告白を行なっている。結果的には一時保護した事例数は 284 例なので、当初は保護の求目の意志表示のない子どもが、被害内容や安全確保、被害の調査のた

め、結果的に一時保護されたことになる。

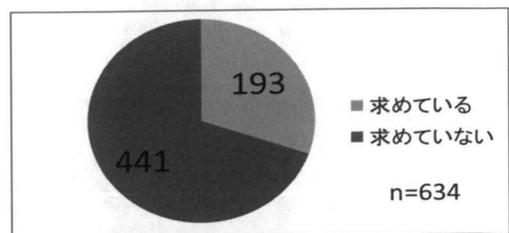


図 25. 被害児の保護の求めの状況

## 6) 通告に至った子どもの被害告白と目撃情報などその他の情報

677 件の事例のうち記載のあった事例について、子どもからの被害告白、行動・症状からの疑い、目撃情報があったものについて、重複回答での状況は図 26. の通りである。

基本的には子どもの被害告白に相談の端緒があるものが大半である。

補足的に平成 20 年度の調査時点での子どもの被害告白について、疑いの情報と、より具体的な被害事実についての告白について調べたところ、疑いの段階にとどまる告白の方がやや多い(図 27.)

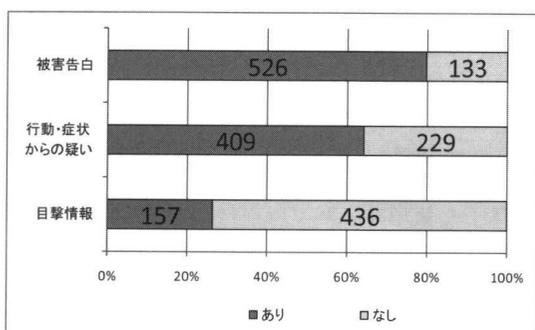


図 26. 通告に至った子どもの告白とその他の情報  
(参考)

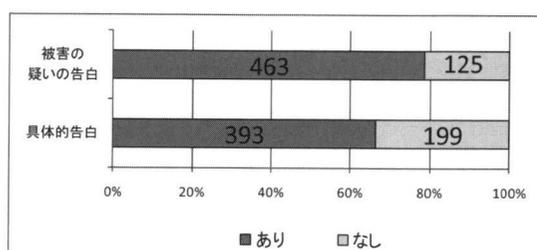


図 27. 平成 20 年度調査事例での子どもの告白

## 7) 初期の子どもの被害確認調査

通告受理後、あるいは性暴力被害の疑いをもたれた段階で見相が行った調査の概要を図 28. に示す。

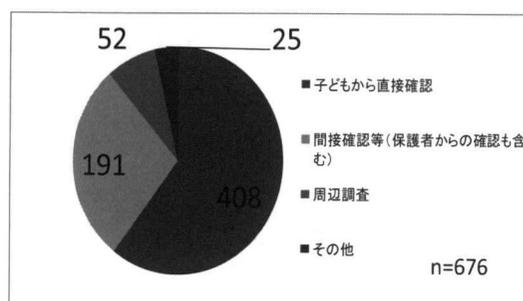


図 28. 児相の初期調査確認方法

各項目は重複なしの選択肢である。約 6 割 (60.4%) の事例で子どもからの直接確認が行われているが間接確認も 3 割弱 (28.3%)、周辺調査を加えると 3 割強 (35.9%) となる。

子どもからの直接確認のうち 286 例 (70.0%) 全相談事例 676 例としてその約 4 割 (42.3%) に特に設定された被害確認面接が実施されている(図 31.)。

## 8) 一時保護

子どもの一時保護状況について図 29. に示す。約 4 割(284 例 : 44.9%) の子どもが一時保護され、そのうち 4 割(128 例:45.1%) が職権保護されている(図 30.)。ただし、同意保護といってもまず子どもの身柄は先に児相によって確保された上で保護者の同意確認をとった事例も「同意あり」の中に含まれる者と見込まれる。

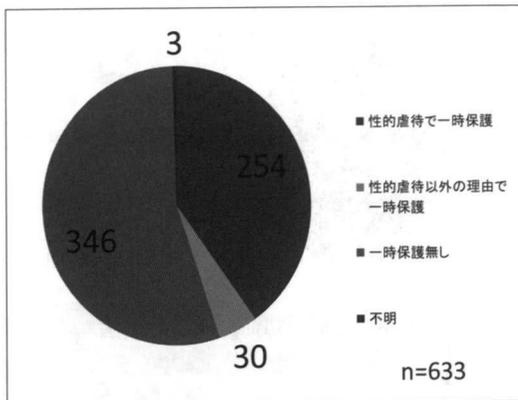


図 29. 性暴力被害の疑いのある子どもの一時保護

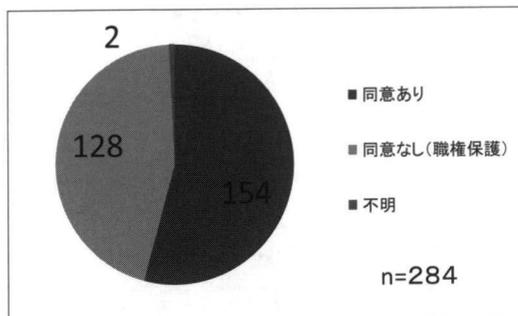


図 30. 一時保護についての保護者の態度

### 9) 被害確認面接、医療診察について

子どもからの性暴力被害の確認において、何らかの特別に設定された被害確認面接の実施の有無については図 31. の通りである。またその結果としての被害確認の結果については図 32. の通りである。7) で述べたとおり全事例の 4 割に実施され、その約 7 割 (68.9%) で被害確認ができている (全事例における 3 割)。

医療診察については事例によって複数実施しているものも含め実施状況は図 33. の通りである。

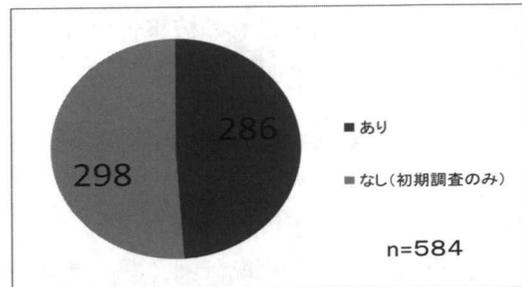


図 31. 子どもへの被害確認面接の実施の有無

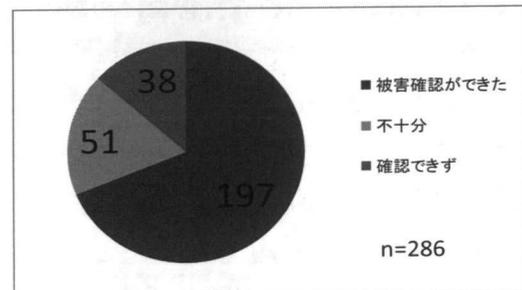


図 32. 実施した被害確認面接による被害確認状況

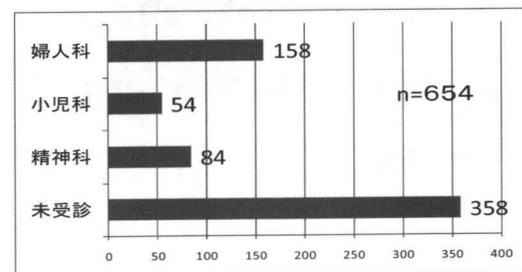


図 33. 子どもへの医療診察の状況

### 10) 全体としての被害確認状況

子どもへの調査や周辺調査の全てを含め、初期調査全体において子どもの被害がどの程度確認されたかの結果を図 34. に示す。

676 事例における 3 割 (35.2%) が被害確認できている。不十分だが何らかの被害を確認した者を含めると 4 割強 (46.0%) で何らかの被害の聴き取り化周辺情報が得られている。被害確認面接の設定まで進んだ事例のうち被害が確認できた事例は 197 例 (29.1%) なので、残り 41 事例 (6.0%) は被害確認面接以外の一般的な調査面接で被害が確認されていることになる。これに

については後に更に分析を加える。

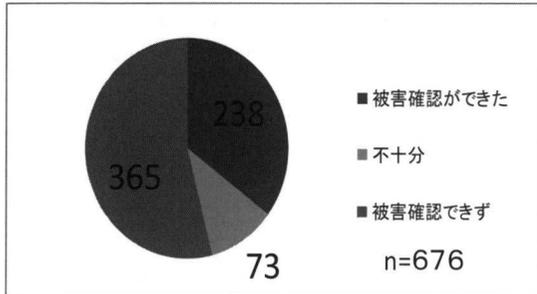


図 34. 調査による被害確認全般の状況

### 11) 保護者との接触

記入の有無によって回答が有効となった件数にばらつきが生じているため、母数が揃っていないが、530 例中保護者との面接を実施したと報告されているのは 410 例、未実施は 120 例となっている (図 35.)。ただし、面接相手についての報告では 638 例に記載があり、誰に面接したのか情報があるのは 380 例となっている (図 36.)。図 36. によれば、加害者に面接している総数は 180 例、非加害者に面接している総数は 345 例である。

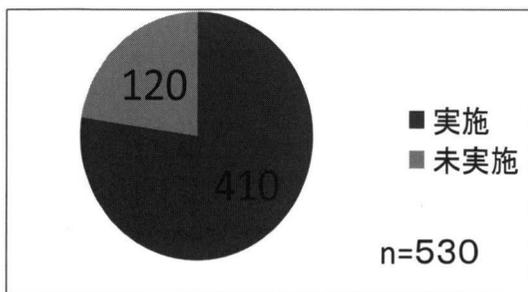


図 35. 保護者との面接を実施した件数

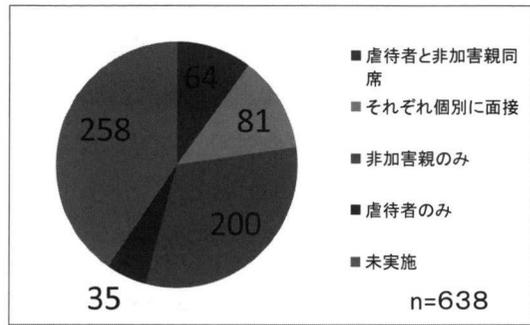


図 36. 保護者との面接の相手

### 12) 一時保護以降の子どもの身柄の行き先

7) の図 29. では一時保護された子どもは 284 例となるが、一時保護以降の引き取りと施設入所を尋ねた総数は 291 例と報告数が増えている。この中には施設入所を経て引き取りになった事例が含まれる可能性があり、計算上では 7 件がそれにあたる可能性がある (図 37.)。それぞれ、138 例の入所先状況 (図 38.)、153 例の引き取り先 (図 39.) を示す。

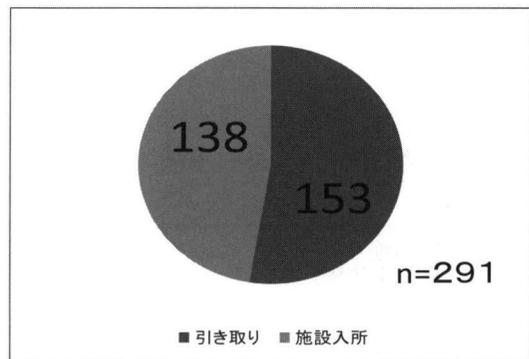


図 37. 一時保護以降の子どもの身柄の行き先

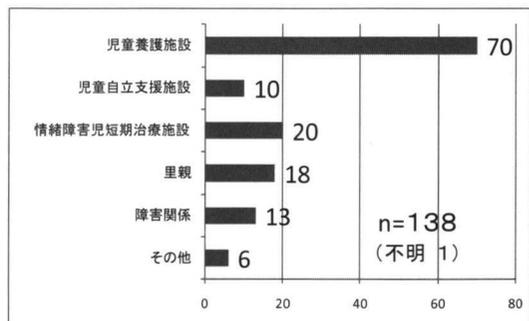


図 38. 一時保護からの施設入所先

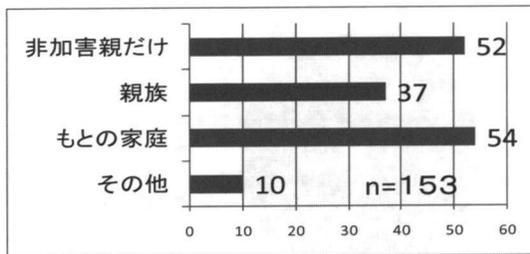


図 39. 一時保護所からの家庭引き取り先

施設入所についての保護者の同意については 147 例から回答があり、不同意は 26 件となっている。このうち児童福祉法第 28 条の申し立て承認によるものが 23 件報告されている。

### 13) 法的対応について

児童福祉法第 28 条申し立ては上述の通り 26 件、児童福祉法第 33 条の 6 親権喪失宣告の請求は 1 件である。

また刑事告訴、告発については図 40. の通りである。

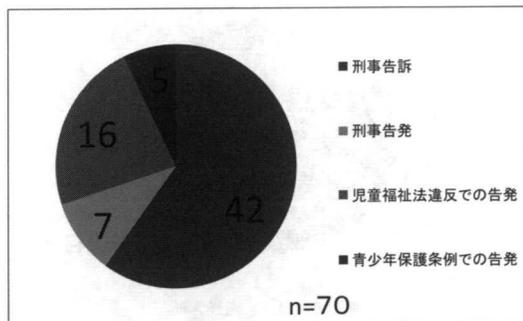


図 40. 刑事告訴・告発の状況

### 14) 子どもが示す問題・症状について

子どもが示す問題・症状については平成 20 年度の調査でも児相の対応の初期段階、主に在宅での問題、一時保護中の状態、一時保護以降在宅あるいは施設における状態について調べたが、詳細な経過や個々の事例における問題・症状の示す意味までは個

人情報の問題もあり触れていない。今回追加の事例情報との統合上の調整もあり、初期対応までの子どもの以前からの状態と対応・関与後の子どもの状態を見たが、データ記入があったものの総数が 272 件と限られているが、その状況は以下の通りである (表 5. 表 6.)。

表 5. 児相の関与以前、以後の子どもが示した適応問題の有無

児相の関与前	児相の関与後	事例数
●問題あり	●問題あり	113
●問題あり	○問題無し	27
○問題なし	●問題あり	52
○問題なし	○問題無し	80

表 6. 児相の関与前、関与後の子どもが示す適応問題について\*\*\*

		関与後の適応問題あり	関与後の適応問題なし	合計
		度数	度数	
保護前の適応問題あり	度数	113	27	140
	%	41.5%	9.9%	51.5%
保護前の適応問題なし	度数	52	80	132
	%	19.1%	29.4%	48.5%
合計	度数	165	107	272
	%	60.7%	39.3%	100.0%

\*\*\* は Fisher の直接法によるカイ2乗検定 p<.001を示す

児相の関与の有無に関わらず、一貫して適応上の問題を示した子どもたちが最も多い結果となった。他方、全く適応上の問題を示さない子どもも一定数存在する。

具体的な行動像や適応上の問題の内容は調査していないので詳細な分析はできないが、子どもの適応上の問題の援助については、性暴力被害への介入とは併行して扱うべき課題であることが分かる。

### 15) 初期の被害調査の様態、一時保護や被害確認面接の実施の有無と子どもの被害確認状況

今回集計したデータのうち、被害確認面接の実施の有無、被害確認面接以外の被害調査の様態、一時保護の有無について、子どもの被害確認ができたかどうかの結果を比較するパーティション分析を、該当項目に記載のあった584例について試みた。結果は図41. および表7.8. に示す。

パーティション分析では被害確認面接の有無が子どもの被害の確認に至るかどうかの大きな鍵となっており、さらにそれは子どもの一時保護があったかどうかによって大きく分かれていることが示されている(図41.)。

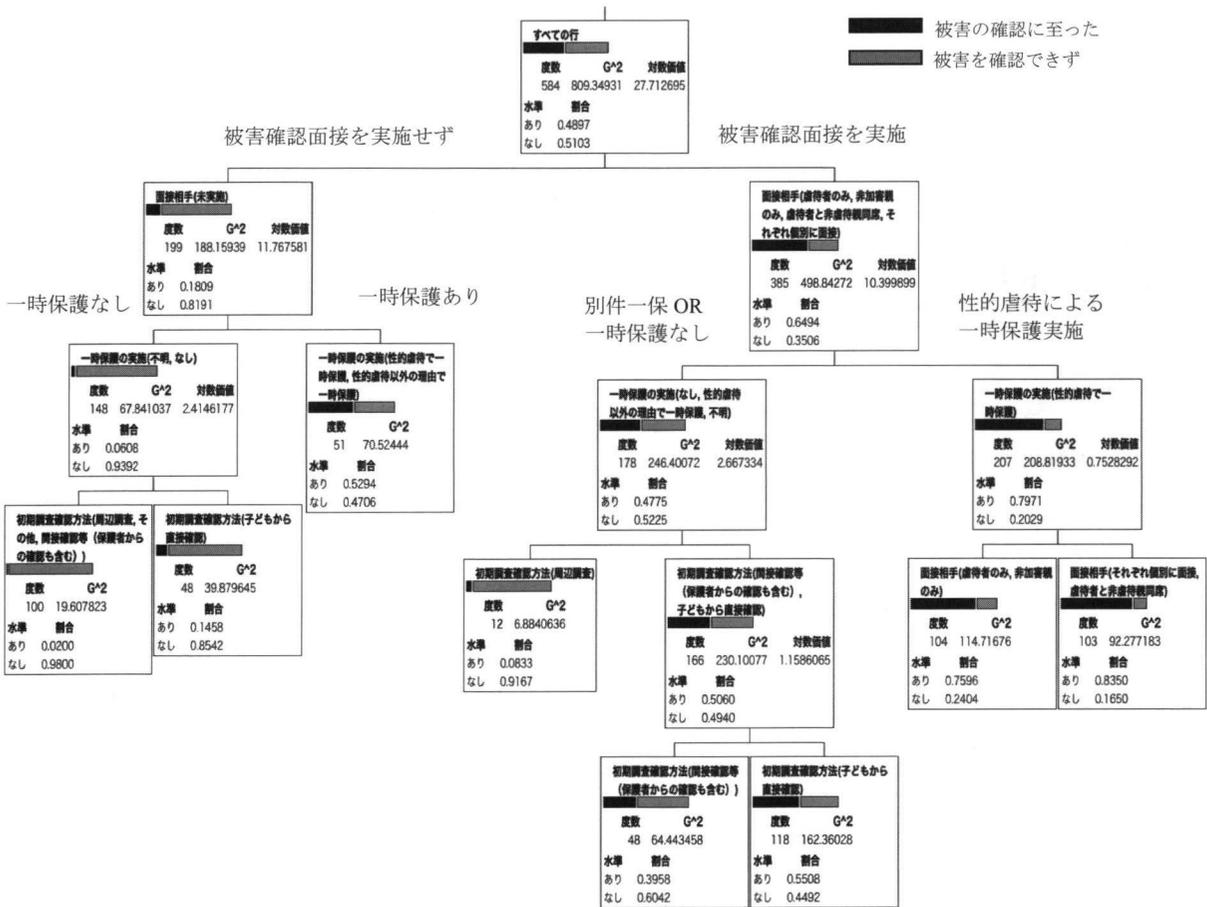


図41. 子どもの被害の確認と被害確認面接の実施、その他の調査、一時保護の有無の様態との関連についてのパーティション分析

一時保護の実施と被害確認面接のクロス分析(表7.)では、明らかに一時保護の有無、性的被害を理由とした一時保護の実施が被害確認面接を実施できたかどうかの強い鍵になっていることが示されている。

表7. 被害確認実施と一時保護の実施についてのクロス表\*\*\*

		性的虐待以外の理由で一時保護	なし	不明	合計
被害確認実施あり	度数	186	16	83	285
	%	31.8%	2.7%	14.2%	49.0%
被害確認実施なし(初期調査のみ)	度数	62	14	220	298
	%	10.6%	2.4%	37.7%	51.0%
合計	度数	248	30	303	584
	%	42.5%	5.1%	51.9%	100.0%

\*\*\* は Fisher の直接法によるカイ 2 乗検定  $p < .001$  を示す。

初期の被害調査の方法と被害確認面接実施のクロス分析（表 8.）では初期調査の段階で子どもからの直接確認を試みた群に被害確認面接実施に至った群が集中していることが分かる。逆にみると間接確認や周辺調査から対応を開始した場合、結局、子どもへの被害確認面接には至らないで終わることが多いことが分かる。

表 8. 初期の被害調査の方法と被害確認面接実施のクロス表\*\*\*

		間接確認等 (保護者からの確認も含む)		周辺調査	その他	合計
		子どもから 直接確認				
被害確認実施あり	度数	231	51	3	1	286
	%	39.6%	8.7%	0.5%	0.2%	49.0%
被害確認実施なし (初期調査のみ)	度数	144	110	42	2	298
	%	24.7%	18.8%	7.2%	0.3%	51.0%
合計	度数	375	161	45	3	584
	%	64.2%	27.6%	7.7%	0.5%	100.0%

\*\*\* は Fisher の直接法によるカイ 2 乗検定 p.<.001 を示す。

## D. 考察

今年度のガイドライン試行版の作成、ならびにその試行実施の開始作業を通じて、平成 20 年度からの検討課題は概ね以下のように整理されてきたといえる。

### 1. 基本的な整理点

#### 1) 家庭内性暴力被害の疑いという観点

関係機関からの通告と児相の通告受理において、性的虐待問題は「何らかの家庭内性暴力被害の疑い」として把握される。通告に結びついた子どもの最初の告白の内容、あるいは問題となる状況は、その内容、様態からいくつか分類されて吟味される必要がある。

#### 2) 性的虐待の定義

「子どもの性に関する安全の問題」として児童福祉上、子どもの身に起こった性暴

力被害について、どのような対応体制が整備されていくべきかは今後の継続的な課題である。児童虐待防止法、厚生労働省行政報告例の統計における「性的虐待」の区分は、実際の行為者が親権者とそれに準じる者に限定されており、様々な子どもの身に起こった被害状況への対応や援助課題を正確に反映していない問題点があり、今後何らかの改善工夫が必要である。

### 3) 法的な立証性における子どもからの事情聴取と子どもの性暴力被害確認面接手法

欧米で forensic interview として確立された面接技術と手順を元にわが国では、児童福祉における対応課題、刑事・司法における対応課題、医療診察における対応課題の 3 分野の専門性の確立がまず重要な課題である。児童福祉においては、初動の通告受理時点での初期調査、子どもの安全を確保した上での被害確認がポイントとなる。これに加えて、他の相談内容での対応途上での性暴力被害発覚事態においても通告からの初動対応と同等の事実確認作業が必要である。

性暴力被害の事実確認は、児童福祉上の対応としては、子どもからの事情聴取、および医学診察、保護者・関係者からの事情聴取と周辺調査といった作業の統合によって行われる。この作業は特に子どもの性暴力被害の対応において注目されているが、本質的には、児童福祉における子どものアセスメント、調査全般に共通する課題を含んでいると認識しなければならない。

#### 4) 全般的な体制整備の課題

児相における子どもの性暴力被害の対応においては、初動の児相の専門性と人員体制の整備に留まらず、子どもの被害を最初に聴くことになる学校や関係機関の体制整備と連携、子どもを保護した直後からの一時保護所での子どもへの対応・支援、施設入所してからの様々な子どもの問題・症状に対する対応等、連続的・継続的な子どもへの支援体制全体の整備に課題がある。これらの体制全体の整備が不十分な状況では、初動対応において子どもを保護し、事実調査を徹底させたとしても、終局的に子どもを性被害の影響から脱却させ、再被害の危険から子どもを守るための実効性ある援助が保障されないことになってしまう。

#### 2. 今後の試行実施を通じてなお検討を継続すべき課題

- ① 初期対応・通告体制における性に対する反応の地域特性による違い、各機関の立場による反応の違い、関与する個人的な特性の違い等をどのように把握・理解し、全国的な標準的対応の在り方としての基準、バリエーションをどのように想定するか。この課題は児相の通告対応としての初動対応、初期調査と調査保護の判断基準、調査保護の告知とそれに続く作業手順の標準化に深くかかわる課題である。これについては改めて、子どもの安全の確認と確保、子どもの性暴力被害からの安全という観点からの実態調査も検討することが必要である。
- ② 非加害保護者への対応に日本独自の課題があることについては既に確認

してきたが、実際の相談対応としては、いくつかの相談対応のタイプ、状況の違い、支援の段階等が想定される。今回の非加害保護者支援の冊子案作成を通じていくつかの課題への分岐が想定され、そのための冊子案を作成し、相談現場でどのような支援の展開が認められるのか、そしてどのような対応工夫が非加害保護者への支援、子どもへの支援として効果的であるか確認していく必要がある。

- ③ 被害確認面接の児童福祉分野における専門性確立のためにとるべき道はどのようなものか。児童福祉分野における forensic interview というもの、刑事司法分野における forensic interview の位置づけ、医療分野における診察に伴う forensic interview とのかかわり、等を統合的にとらえていく視点を考えると、単に面接調査における特別な技術上の専門性の確立だけにとどまらず、子どもの権利侵害からの保護・安全の確保と、更なる被害者支援、臨床的な治療的支援の展開までを含めた児童福祉領域における法的な事実確認の責任とは何かといった課題が浮かび上がってくる。おそらく今後の forensic interview をめぐる課題は、性暴力被害の被害確認面接手法の確立と、より一般的・広範囲な児童福祉における法的立証性のある事実確認の課題へと展開していくものとみられる。
- ④ 厚生労働省統計や法的定義における性的虐待とズレを生じている子どもの性暴力被害の実態をどのように対

象把握するか。少なくとも児童福祉対応としての初動においては「性的虐待の疑い」から「家庭内性暴力被害の疑い」としてのとらえ方が必要であるし、家族内～親族間～同居人～近隣知人～…と拡大していく加害可能性のある人間関係と、子どもの身に起こる被害としての「子どもの性の安全」という観点はどのように整理され、把握されるべきか。

- ⑤ 子どもの性暴力被害全般の実態とその対応において、児童福祉はいかなる対応を基本とすべきか、また、今後、医療、刑事司法とのかかわりあいをどのように進めていくべきか。
- ⑥ ガイドライン試行版の実施作業における課題点は上記の各課題を含むが、平成20年度の研究における結論の部分で既に9点にまとめられており、今年度の実際のガイドライン試行案の作成、及び試行実施においてそれらの諸点は常時参照され、また今後の検討点として各試行実施機関に提示され展開中である。

### 3. 試行実施のモニター作業計画

ガイドライン試行版とNICHDガイドラインに基づく被害確認面接の試行実施は現在10か所の自治体で試行作業が開始されつつあるが、それぞれの現場からのモニター・フィードバックについては概ね以下の作業手順を計画中である。

- ① ガイドライン試行版をめぐる意見交換  
ガイドライン試行版が呈示する様々な局面での対応について、各現場の実態、相談

事例への対応を通じて体験してきたことと比較しての意見交換を行なう。これはガイドライン試行版の各現場研修と組み合わせで行う。

また現実的に可能なこと、すぐには実施が難しいこと、対応姿勢として全く異なる事柄など、各地の現場においてガイドラインが想定する対応内容がどの程度、実施できる状況にあるのか、それが適切な対応基準となり得るのかについても調査と意見交換、情報収集を行なう。

- 各実施場所で 概ね2～3回程度実施

- ② ガイドライン試行版と実際の相談対応の照合

相談実務で生じてくる課題、対応結果をガイドライン試行版を手掛かりにすることが、どの程度実務として有効か、問題点として引っかかったり、修正を要したりするところはどこか、その理由は何かなど、実務に照らしてガイドラインが使えるかどうかの精査。これには①の意見交換も含まれるが、より具体的な相談実務における適用経験からの情報を収集する。ただし、事例情報そのものは各相談現場の守秘義務や個人情報保護の範囲に該当する情報を含むので、各地を訪問して個人情報に属するものは一切持ち帰らないことを条件にヒアリング調査を実施する。

- 各所 概ね22年10月までに3回程度実施

- ③ 具体の対応における協議・相談

ガイドライン試行版を参照しながら相談対応を進めるにあたって、疑義が生じたり、新たな課題が浮上した場合には、研究協力として様々な課題状況について、それぞれの実施場所の情報管理が許す範囲内で、意見交換

や対応方策の協議、情報提供を行なう。

- 各所、随時対応する

- ④ 被害確認面接のフォローアップとの連携

被害確認面接については別に集中研修を実施するが、そのフォローアップ、追加研修や面接実務における成果の調査とこれらの調査は連動しておこなう。

#### 4. 事例調査の継続検討から

平成 20 年度に実施した事例調査にその後追加された事例を追加した 677 件（一部欠損値を含む）について、その概要をみたが、個人情報に配慮した調査情報ではなかなか具体的な様態を把握することが難しく、動的に事例を捉える事が難しい。

##### 1) 告白と保護の求めは別

一連の結果の整理では、子どもたちは保護の求めを示さずに被害の告白をしている。おそらく多くの子どもが自分の被害発覚について、通告や児相の対応について教えられた経験が無いものとみられ、そうした被害に対する対処の仕方について何らかの見通しをもって告白に至ってはいないことが推定される。

##### 2) 被害確認面接の設定と実効性

初期の被害の確認調査については被害確認面接の設定まで進んだ場合には、実施したうちの 7 割の事例で被害が確認されているが、被害確認面接が設定されていない場合には、不十分な確認を含めても 4 割の被害確認にとどまっており、専門的な調査設定の重要性がうかがわれる。また被害確認面接の設定に至る事例では、初期調査の段

階で子どもからの直接の事情聴取を目指している場合に集中しており、間接確認や周辺調査から対応を開始した場合にはごく少数しか、被害確認面接には至っていないことも確認された。しかし、そもそも被害確認面接が設定されるような事例とそうでない事例で、最初の通告の段階からの情報内容に違いがあることによって調査方法が選択分岐している可能性もあり、各事例の個別の段階ごとの情報把握の内容別の対照比較が難しいため、それ以上の詳細な検討はできなかった。

対応としては、結果的に全事例の約半数が通告時の在宅状態のままで、十分な被害確認には至らずにいる。初期調査の様態、一時保護の判断が被害確認面接の実施の有無とその後の対応をある程度分けており、初期調査の姿勢と子どもの安全確保の判断が、子どもへの支援全体に重大な関連があるものとみられる。ただそれに関係する詳細情報が得られてないため、通告時からの子どもの在宅状態が、どの程度の安全確保の判断の下で継続しているのかも不明である。

##### 3) さらなる調査による吟味の必要性

今回の事例についての追加的検討でも、被害確認面接や一時保護を実施した事例では、それなりの子どもの安全や援助の計画が立てられている経過がうかがわれるが、在宅で被害の確認がとれなかった事例や通告されている子どもの被害状況と子どもの居場所、安全の判断等の分岐の実態についての分析は今後の検討課題である。

#### E. 結論

以上の検討・考察を通じて、児相におけ

る基本的な性的虐待対応のためのガイドライン試行版と付属する保護者向け冊子、及びその基本的な実務研修体制が完成した。これに他の検討班の試行ガイドラインや研修プログラムを組み込み、相談現場での試行実施に取り組む。試行実施での相談現場からのフィードバックを得て、ガイドライン本案を策定するとともに、実務上の相談現場への情報提供、専門性の確保と維持についての情報発信や研修体制のノウハウの蓄積を開始したい。

試行実施については、10か所の自治体の児童相談所において、ガイドライン試行版、および研修訓練による被害確認面接が、実践を通じての検証に付さることとなった。期間は平成22年1月から10月の間をめぐり、各自治体の児童相談所ごとに作業に入り、3.にあるように、そのフィードバックを受ける予定である。

これらのガイドライン試行版の試行実施作業において、検討課題を踏まえた実践とその相談現場における経験からのフィードバックを得ること、また各研究班との緊密な連携・統合作業を通じて、児童相談所における性的虐待相談及び子どもの性暴力被害相談に対する児童福祉としての子どもの安全確保と臨床的な支援、非加害保護者への支援、子どもの再被害防止のためのガイドラインの作成を目指す。これにはさらなる継続的な実態調査による現状把握と、対応体制の策定・整備の絶えざる改訂体制が必要とみられ、それらの点も視野においてガイドラインの策定作業を進めたい。

また、平成20年度の報告書で紹介した研究助言予定者のうち3名の助言者から今年度中に別紙に示すような助言を受けた。こ

れらの助言は次年度の研究作業の参考とする。また引き続き、その他の研究助言予定者からも助言を得ながら最終的なガイドラインの策定に取り組むこととしたい。

## F. (省略)

## G. 研究発表

1. 論文発表：特になし。
2. 学会発表等。

日本子ども虐待防止学会においてと司法面接の分科会に講師として参加。

## H. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む)

該当となる事実なし。

## 参考資料

1. M・アルドリッチ、J・ウッド 著「子どもの面接法ー司法手続きにおける子どものケアガイドー」仲真紀子 編訳 齋藤憲一郎、脇中 洋 訳 2004年 北大路書房
2. 英国内務省・英国保健省 編「子どもの司法面接ービデオ録画面接のためのガイドラインー」仲真紀子・田中周子 訳 2007年 誠心書房
3. W・ボーク、R・ブロードリッグ、R・フラゴ、D・M・ケリー、D・L・アービン、J・バトラー 著「子どもの面接ガイドブックー虐待を聞く技術ー」藤川洋子、小澤真嗣 監訳 2007年 日本評論社
4. 日本子ども虐待防止学会 (JaSPCAN) 虐待に関する制度委員会結果報告「児童相談所における性的虐待事例への対応課題に関する調査」 2006年
5. Erin Sorenson 他著 Handbook on

- Intake and Forensic Interviewing in the Children Advocacy Center Setting /National Children's Alliance OJJDP Washington,D.C 1997 こども未来財団 平成 15 年度児童環境づくり等総合調査研究事業「性的虐待事例への援助方法に関する研究班（主任研究員 萩原總一郎） 2004 年 「CAC におけるインテークと法的インタビューハンドブック(抄)」
6. 桐野由美子「性的虐待への対応 ～多職種チームと法的インタビュー～」鎌田 穰 監修 京都ノートルダム女子大学 心理臨床センター 編集「心理・福祉のファミリー・サポート」2003 年 金子書房 137-160
  7. John E..Myers 著 小倉敏彦 訳 「法的システムと子どもの保護」小木曾宏 監訳「マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド」16 章 2008 年 明石書店
  8. ハワード・ドゥボヴィッツ、ダイアン・デパンフィリス 編著 庄司順一 監訳「子ども虐待対応ハンドブックー
  - 通告から調査・介入そして終結までー」p136-p232 明石書店
  9. 山田不二子 「性的虐待の診察方法」小児科臨床 Vol.60 No.4 p697-p707 2007 年
  10. 近畿弁護士会連合会 人権擁護委員会 「第 29 回 近畿弁護士会連合会大会 シンポジウム 第一分科会 性暴力被害者への法的支援の現状と課題」2009 年
  11. 北山秋雄「子どもの性的虐待」1994 年 日本看護協会出版会
  12. ロジャー・J.R.レヴェスク 著 萩原重夫訳「子どもの性的虐待と国際人権」2001 年 明石書店
  13. 石川義之「親族による性的虐待 近親姦の実態と病理」2004 年 ミネルヴァ書房
  14. 厚生労働科学研究補助金政策科学総合研究事業（政策科学推進事業）「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究（研究代表者 柳澤正義）」平成 20 年度総括・分担研究報告書 2009 年

## 資料 事例分析資料

【表9. 子どもの年齢・男女と加害者】

年齢	虐待者		女性	男性	合計
0～3歳未満	実父	度数	3	1	4
		%	42.9%	50.0%	
	養父等	度数	2	1	3
		%	28.6%	50.0%	
	その他親族	度数	2	0	2
		%	28.6%	.0%	
	合計	度数	7	2	9
	3歳～学齢前	実父	度数	25	4
%			49.0%	66.7%	
養父等		度数	11	0	11
		%	21.6%	.0%	
同胞		度数	5	0	5
		%	9.8%	.0%	
実母		度数	4	0	4
		%	7.8%	.0%	
その他親族		度数	9	1	10
		%	17.6%	16.7%	
その他（里親等）		度数	3	1	4
		%	5.9%	16.7%	
合計		度数	51	6	57
小学生		実父	度数	78	5
	%		46.7%	21.7%	
	養父等	度数	54	9	63
		%	32.3%	39.1%	
	同胞	度数	7	2	9
		%	4.2%	8.7%	
	実母	度数	5	5	10
		%	3.0%	21.7%	
	養母等	度数	0	2	2
		%	.0%	8.7%	
	その他親族	度数	18	1	19
		%	10.8%	4.3%	
	その他（里親等）	度数	13	0	13
		%	7.8%	.0%	
合計	度数	167	23	190	
中学生	実父	度数	84	0	84
		%	29.4%	.0%	
	養父等	度数	143	0	143
		%	50.0%	.0%	
	同胞	度数	21	0	21
		%	7.3%	.0%	
	実母	度数	2	7	9
		%	.7%	77.8%	
	養母等	度数	0	1	1
		%	.0%	11.1%	
	その他親族	度数	24	1	25
		%	8.4%	11.1%	
	その他（里親等）	度数	18	0	18
		%	6.3%	.0%	
合計	度数	286	9	295	
高校生その他	実父	度数	43	0	43
		%	36.4%	.0%	
	養父等	度数	49	0	49
		%	41.5%	.0%	
	同胞	度数	8	0	8
		%	6.8%	.0%	
	実母	度数	2	1	3
		%			

資料：ガイドライン試行実施研修参加者アンケート調査 集計

【アンケート調査結果集計】

表10. ガイドライン試行版研修参加者における日常業務の状況について(平成22年1月の3回の研修 82名の回答)

	課題あり	やや課題あり	部分的に取り組んでいる	既に取り組んでいる	無回答
通告にあたる家庭内性暴力被害の兆候について	21 (25.6%)	14 (17.1%)	12 (14.6%)	19 (23.2%)	16 (19.5%)
通告に関する機関連携	18 (22.2%)	13 (16.0%)	16 (19.8%)	24 (29.6%)	10 (12.3%)
初期通告対応について	14 (17.1%)	9 (11.0%)	25 (30.5%)	23 (28.0%)	11 (13.4%)
初期被害調査について	16 (19.5%)	11 (13.4%)	22 (26.8%)	22 (26.8%)	11 (13.4%)
調査保護を含む一時保護について	12 (14.6%)	10 (12.2%)	23 (28.0%)	27 (32.9%)	10 (12.2%)
保護者への対応 加害を疑われる人物との接触	16 (19.5%)	14 (17.1%)	17 (22.0%)	23 (24.4%)	12 (14.6%)
保護者への対応 非加害保護者へのアプローチ	18 (22.0%)	14 (17.1%)	18 (22.0%)	20 (24.4%)	12 (14.6%)
被害確認面接の専門性・実効性	26 (31.7%)	11 (13.4%)	26 (31.7%)	8 (9.8%)	11 (13.4%)
医療 性的被害診察のための医師の確保・実施	26 (31.7%)	11 (13.4%)	10 (12.2%)	24 (29.3%)	11 (13.4%)
医療 精神科治療のための医師の確保・実施	15 (18.3%)	7 (8.5%)	7 (8.5%)	13 (15.9%)	40 (48.8%)
警察との連携 事件化と被害児童への対応	30 (36.6%)	17 (20.7%)	13 (15.8%)	10 (12.2%)	12 (14.6%)
警察との連携 事件化による加害者への対応	32 (39.0%)	14 (17.1%)	15 (18.3%)	9 (11.0%)	12 (14.6%)
一時保護所の処遇課題	22 (26.8%)	22 (26.8%)	14 (17.1%)	12 (14.6%)	12 (14.6%)
施設での処遇課題	27 (32.9%)	20 (24.4%)	12 (14.6%)	11 (13.4%)	12 (14.6%)

表11. 研修についての評価

項目	回答数
参考になった	73
やや参考になった	4
あまり参考にならなかった	0
参考にならない	0
無回答	5

表13. 講師の説明について理解

項目	回答数
理解できた	53
ある程度理解できた	24
あまり理解できなかった	0
理解できなかった	0
無回答	5

表12. このガイドラインの必要性

項目	回答数
必要性がある	73
部分的には必要性がある	4
あまり必要性を感じない	0
現状に適合せず必要と言えない	0
無回答	5

その他ガイドラインについて気付いたこと（自由記述）

- 親対応、被害調査、確認面接等具体的な発言「 」が載っていればさらに分かりやすくなる。
- 初期対応での職権保護の判断について、どのようなレベルでの疑いか、もう少し詳しく聞ければありがたいです。
- 在宅の見守りケースについての対応について、どのようなことを気をつけるかについても知りたいと思いました。
- 実際にこの内容に沿って取り組めれば理想的だと思うところが多かったが、実際にやっていくにはまだまだ難しいかなという印象
- 職員体制に限界があり十分な対応が出来ないこともあるのが現状。今後、事前に検討しておく必要を感じた。
- 職員体制によりどこまで実施できるかが課題と思われる。
- 機関連携（警察・病院）の難しさを日々感じている。このガイドラインを元にどのように連携を高めていけるかが課題の一つに感じました。
- 実務の中で課題と考えているところと合致するところは多かった。それに向きあっていくのが本当は知りたいところですが、それは試行錯誤しながらそれぞれの府県で確立するしかないのでしょうか。
- 3日間の面接技法受講者から他の職員にどうノウハウを拡大していくかが課題（職員異動という現実もあり）
- ボリュームがあり内容も充実している。職員が理解していくための内部研修が必要と感じた。
- 具体的事例に基づき、非常に分かりやすい研修でした。内容が明確だっただけに、却って実践までの課題も感じました。貴重な機会をいただいたので、少しでも活用していきたいと思います。ありがとうございました。
- すでに岡山県で取り組んでいるものもあるが、どのように岡山県版にしていくか。
- とても具体的で参考になりました。すべての事例に共通している部分はあるものの、年少児～小学校低学年の子への対応と、非行相談などからわかる思春期の対応（特に子どもが保護を拒んだとき）は、またちがうのかも、、、と思いました。養護教諭の先生に知ってもらいたいです。
- 大変参考になりました。実際のケースが思い浮かび、研修の必要性を強く感じました。継続した研修が行われていくことを望みます。
- 性虐への対応経験が少ないので、何が起こっていたのか、そのとき児相が何をしようとしていたのかを今日の研修を通して整理できました。日々業務に終わられるだけでなく、理論的、系統的に理解していくことの必要性を感じました。

資料：ガイドライン試行実施研修参加者アンケート調査資料

【アンケート調査票】

厚生労働科学研究費補助金政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究 (研究代表者 柳澤 正義)

児童相談所における性的虐待対応ガイドラインの策定に関する研究 (研究分担者 山本恒雄)

性的虐待の被害確認のための面接のあり方に関する研究 (研究分担者 庄司順一)

「性的虐待対応ガイドライン試行版」による性的虐待相談対応の試行実施に関するアンケート調査  
児童相談所名

記入者 職名 氏名

貴自治体の状況として

以下の項目について当てはまる項目に○印をご記入ください。またその他の情報、ご意見等がございましたら各項に設定されている「その他 ご意見・情報等」の欄にご記入くださいますよう、お願いいたします。

1) 性的虐待対応試行ガイドラインによる試行先募集について当てはまる項目に○印をつけて下さい。

1. 試行実施の検討を前提に研究班から具体的な話を聞きたい。
2. 性的虐待ガイドライン試行版についてとりあえず研究班から具体的な話をもっと聞きたい。
3. すでに対応は進めているが、参考として研究班からガイドラインの話を知りたい。
4. 現在すでに独自の体制を組んで取り組み中である。
5. 関心はあるが、業務多忙で現在の対応内容で手一杯の状態である。
6. 組織全体の規模が大きく統一的な試行実施には課題がある。
7. 今後の重要課題であると考え、関心を持っている。機会があれば話を聞きたい。
8. 必要性は感じるが現在、他の重要課題に取り組み中であり余裕が無い。
9. 今後の課題の一つと考えているが、当面の優先順位は相対的には低い。
10. その他 ( )

2) 性的虐待相談対応についての課題状況 当てはまる項目に○印を付けて下さい

◆児童相談所の体制に関すること

1. 性的虐待の疑い段階で、調査のために一時保護するかどうかの判断が困難である
2. 様々な問題症状を持つことが多い性的被害児の対応について一時保護所の状況・処遇に課題がある。
3. 被害確認の調査・面接法の専門性に課題がある
4. 保護者や家族への対応に課題がある

	当てはまらない	あまり当てはまらない	やや当てはまる	当てはまる
1. 性的虐待の疑い段階で、調査のために一時保護するかどうかの判断が困難である				
2. 様々な問題症状を持つことが多い性的被害児の対応について一時保護所の状況・処遇に課題がある。				
3. 被害確認の調査・面接法の専門性に課題がある				
4. 保護者や家族への対応に課題がある				

5. 対応スタッフの確保に課題がある（専門性・人数）

--	--	--

6. 児童精神科医師・医療の確保に課題がある

--	--	--

◆社会資源・機関連携に関すること

当 て は な い	あ ま り あ る	あ ま り な い	あ ま り あ る
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

1. 性的虐待の診察をする医師・医療機関の確保に課題がある。

--	--	--

2. 精神症状・問題についての精神科医師・医療機関の確保に課題がある。

--	--	--

3. 子どもの入所施設での援助体制に課題がある

--	--	--

4. 性的虐待通告体制に関する学校や子どもの所属機関との連携や体制整備に課題がある

--	--	--

5. 警察・司法機関との連携に課題がある

--	--	--

◆相談実態と体制

1. 性的虐待相談が極めて少ないか無い。

--	--	--

2. 既に独自の相談対応による性的虐待問題への対応実態がある。

--	--	--

3. 対応課題が複雑で統一的な基準や制度整備上の検討課題がある

--	--	--

◆その他の課題状況 箇条書きで何かあればご記入ください

今後の貴機関との連絡窓口 職名 氏名 連絡先電話番号をご記入ください

職名

氏名

電話番号

調査担当連絡先：日本子ども家庭総合研究所：山本恒雄

## 資料：研究助言者からの性的虐待対応ガイドライン試行版への意見

### ガイドラインについての意見 1. 国立成育医療センター 部長 奥山 眞紀子

#### 1. ガイドラインに関して

必要な事項を網羅されており、ご苦労がにじみ出ていると思います。ただ、以下の点が気になります。

- 1) ガイドラインを利用する対象が自分がどこを読めばよいのかが分かりにくいと思います。先生向けの個所や児童相談所向けの個所を分けた方が良いと思います。
- 2) 性的虐待を抱えている人がこれを読んで対処方法がわかるのかやや疑問です。辞書のように利用するのなら良いのですが、ガイドラインですので、実践する人が利用しやすい工夫が必要だと思います。
- 3) そのためには、まず新人の児童相談所職員もしくは養護教諭にこれを渡して、性的虐待に対応できるかどうかパイロットスタディーをすべきだと思います。
- 4) 性的虐待を抱えた人は皆不安です。その不安を軽減するような形のガイドラインが必要だと思いますが、このガイドラインだと「えっ、できない!!」となってしまうのではないかと危惧します。
- 5) 性的虐待を受けた子どもと向き合う大人たちの不安について取り扱うべきではないでしょうか？
- 6) ガイドラインですので、分類とそれによる対処法の提示など、つまり、原則をフローチャートにすべきだと思います。(例えば、現在加害者と一緒に暮らしている⇒yes, no で次の対応に進むなど。)
- 7) 目次の項目が全体の中でどのような意味になるのかが分かりにくいので、自分の必要などところにたどりつきにくいように思います。

#### 2. 他の冊子

優しい言葉で書かれているので利用価値はあると思います。

ただ、できれば、その利用法を書いておいた方が良いと思います。反発している親、否認している親にパット渡すことが良いのか、それとも、ある程度わかってもらってから渡す方が良いのか、その使い方を示す必要があると思います。

以上、やや辛口の面があるかもしれませんが、せつかくのガイドラインですので棚にしまわれるのではなく、利用されるものになるように祈っています。

### ガイドラインについての意見 2. 山梨県立大学 教授 西澤 哲

性的虐待への対応に関して、かなり詳細かつ網羅的に書かれていると思います。

ただ、奥山先生の意見と重なるのですが、読むのが大変という印象が強いです。鏡文にありますように、「妥当かつ基本的な考え方の整備を図ることを課題に」されているのであれば、もう少しとつきやすく、参照しやすい形にすること必要かと思います。

数年前に、文部科研で、学校教職員向けの虐待対応マニュアルを作成したときには、研修で用いることを想定したCDを作って、その中で、「～のときには」といった見出しをクリックすれば、そのページに飛ぶといった形にして、そのページにも一目で何すべきかが一目で理解できるような視覚的効果を工夫したという記憶があります(これは、多忙な教職員は文書を読まないという、学校関係者の優れた知見に基づいたものです)。児相の職員を対象にする場合も同様ではないでしょうか？

ですから、今回のガイドライン(案)を「解説書」として、そのダイジェスト版的なもの(さらに、そのページを見れば、「何をすべきか」の要点が一目でわかるようなもの)を作成されてはどうでしょうか？

### ガイドラインについての意見 3. 淀屋橋法律事務所 弁護士 泉 薫

性的虐待ガイドライン粗案について

#### 1 全体の構成について

章立て、項目立て、その順序については分かりやすく適切と思います。また、不足している記述も見当たりません。

#### 2 記述のバランスについて

forensic interview 関連の記述(46頁～53頁)は、専門的、詳細にすぎると思います。論文を読んでいるようで、ガイドラインには相応しくないように思います。本文中の記述にもあるように我が国で法的に活用するためには課題も多い手法ですから、用語確認欄にある説明と、被害確認の際の留意点くらいで十分と思います。